

精神保健福祉センター所報

令和4年度

広島市精神保健福祉センター

は じ め に

令和6年の年明け間もなく、能登地震が発生しました。この度の地震でお亡くなりになった方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地には全国からたくさんの支援が入り、DPATの活動も行われています。災害はいつ何時私たちを襲うか予測が付きません。日頃から備え、訓練をする重要性を改めて感じています。

当地では5月にG7広島サミットが開催され、物々しい警備が敷かれる中で数週間を過ごしました。特に広島市中心部では日本全国から集結した警察官や、各国の車両が行き交う様子に物珍しさを覚える一方で、ある日を境に日常と異なる警戒態勢が敷かる状況に有事を想像することもありました。今回のサミットでは、被爆地広島から平和の発信の意味を含めて会議がおこなわれましたが、現在、北方や中東では戦争によって毎日多くの命が失われ、日常が破壊される報道に触れる度こころが痛むと同時に、未来への不安を感じざるを得ません。一日も早く、平和が訪れることを祈るばかりです。

もう一つ、私たちの日常を一気に変化させた新型コロナウイルス感染症の発生から4年が経過し、その間、私たちの日常には様々な影響がありました。全国の状況と同様に、本市でも減少傾向にあった自殺者数が令和元年以降増加傾向に転じています。本市では、令和4年度から「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」がスタートし、当センターでもうつ病・自殺（自死）対策相談機関実務者連絡会議の開催を年4回に拡充するなど、より一層の対策の推進を図っているところです。また、感染症対策としてオンライン開催としていた研修や講演会を今年度から集合形式に戻しつつあります。オンラインという新たなツールも取り入れながら、精神保健活動の普及啓発を充実させていきたいと考えています。

目まぐるしく変わる社会状況を見極めつつ、関係機関の皆様と手を携えて協力しながら地域における精神保健の向上及び精神障害者の福祉の拡充に努めて参ります。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月

広島市精神保健福祉センター

所長 朝枝 清子

目 次

第1 概 要

1 沿 革	1
2 施設の概要	3
3 組織及び職員	4
4 予 算	5

第2 事業実績

1 センター事業	7
(1) 精神保健福祉相談	7
(2) 技術指導及び技術援助	13
(3) 教育研修	15
(4) 普及啓発	20
(5) 組織育成	23
(6) 特定相談指導事業（再掲）	24
(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）	27
(8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲）	31
(9) 依存症対策推進事業（再掲）	34
(10) 企画立案	36
(11) その他の会議	37
2 診 療	38
(1) 概 要	38
(2) 重ね着症候群	40
(3) 集団精神療法	41
(4) 心理検査	41
3 デイケア事業	42
(1) 概 要	42
(2) 実施状況	44
(3) 相 談	45
(4) 家族のつどい	45
(5) 精神科デイケア施設従事者研修会	46
4 精神医療審査会	47
5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担	48

第3 資 料

条例及び規則	49
--------------	----

第1 概 要

1 沿革

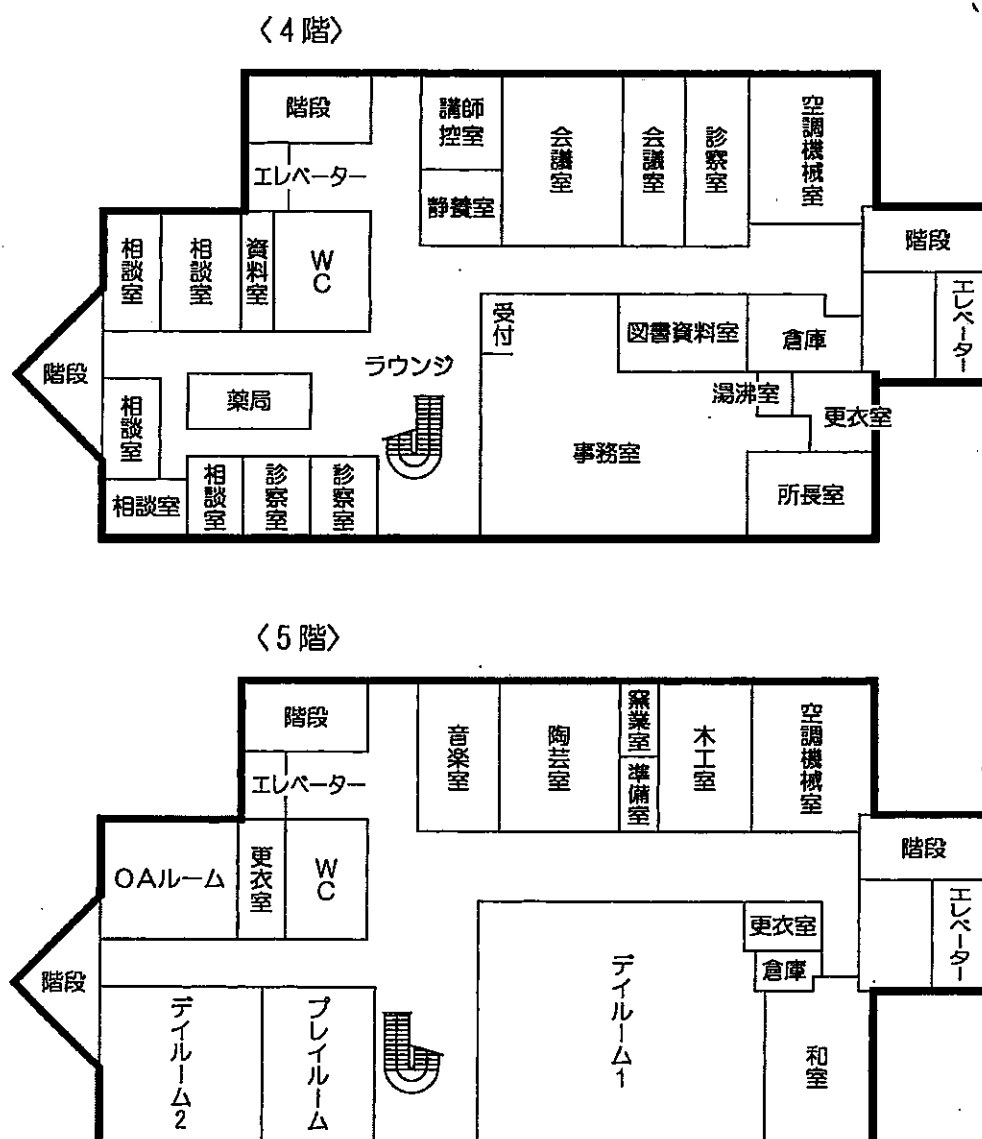
昭和 58 年 4 月 1 日	現在地（広島市中区富士見町 11-27）に衛生局中保健所の出先機関として「広島市精神衛生指導センター」を開設 職員 6 人体制（うち保健所兼務 3 人を含む。）
昭和 58 年 6 月 28 日	診療所の開設許可を受ける。
昭和 58 年 7 月 1 日	事業開始
昭和 60 年度	職員 5 人体制（うち中保健所兼務 2 人を含む。）
昭和 61 年度	職員 6 人体制（うち中保健所兼務 3 人を含む。）
昭和 62 年 4 月 1 日	機構改革により、衛生局健康管理課の出先機関となる。
昭和 63 年度	職員 5 人体制 健康管理課において「広島市精神保健対策協議会」を設置し、精神保健指導センターの拡充整備を含む広島市の精神保健対策について検討を開始
平成元年度	施設名称を「広島市精神保健指導センター」に変更 広島市精神保健対策協議会から精神保健指導センターの拡充整備について中間報告 改築基本設計
平成 2 年度	改築実施設計
平成 3 年度	施設の仮移転（移転先：中区国泰寺町 1-4-15） 現在地において解体工事、建設工事着工
平成 4 年度	拡充整備に伴う準備要員 5 人を健康管理課に配置
平成 5 年 3 月 15 日	新施設竣工
平成 5 年 4 月 1 日	新施設開所 機構改革により、衛生局の出先機関となる。 職員 21 人体制
平成 5 年 7 月 1 日	保険診療開始
平成 5 年 12 月 1 日	精神科デイケア施設（大規模）の承認を受ける。
平成 8 年 4 月 1 日	施設名称を「広島市精神保健福祉センター」に変更 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める大都市の特例に関する規定の施行に伴い、同法の精神保健福祉センターとする。）
平成 9 年 4 月 1 日	機構改革により、社会局の出先機関となる。

平成 14 年 4 月 1 日	法改正により、精神医療審査会の事務並びに精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳申請に係る専門的判定等の事務の移管を受ける。
平成 18 年 4 月 1 日	職員 22 人体制 障害者自立支援法の施行に伴い、通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に変更 精神科ショートケア施設（大規模）の承認 （精神科ショートケア制度新設）
平成 19 年 5 月 1 日	職員 24 人体制
平成 20 年 4 月 1 日	職員 23 人体制 機構改革により、健康福祉局の出先機関となる。
平成 23 年 4 月 1 日	職員 22 人体制
平成 24 年 4 月 1 日	職員 24 人体制
平成 26 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 29 年 4 月 1 日	職員 24 人体制 精神保健福祉課とともに、広島市自殺（自死）対策推進センターを設置・運営。
平成 30 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 31 年 4 月 1 日	職員 26 人体制
令和 2 年 4 月 1 日	職員 33 人体制 依存症相談窓口設置のため職員増員。
令和 3 年 4 月 1 日	職員 33 人体制

2 施設の概要

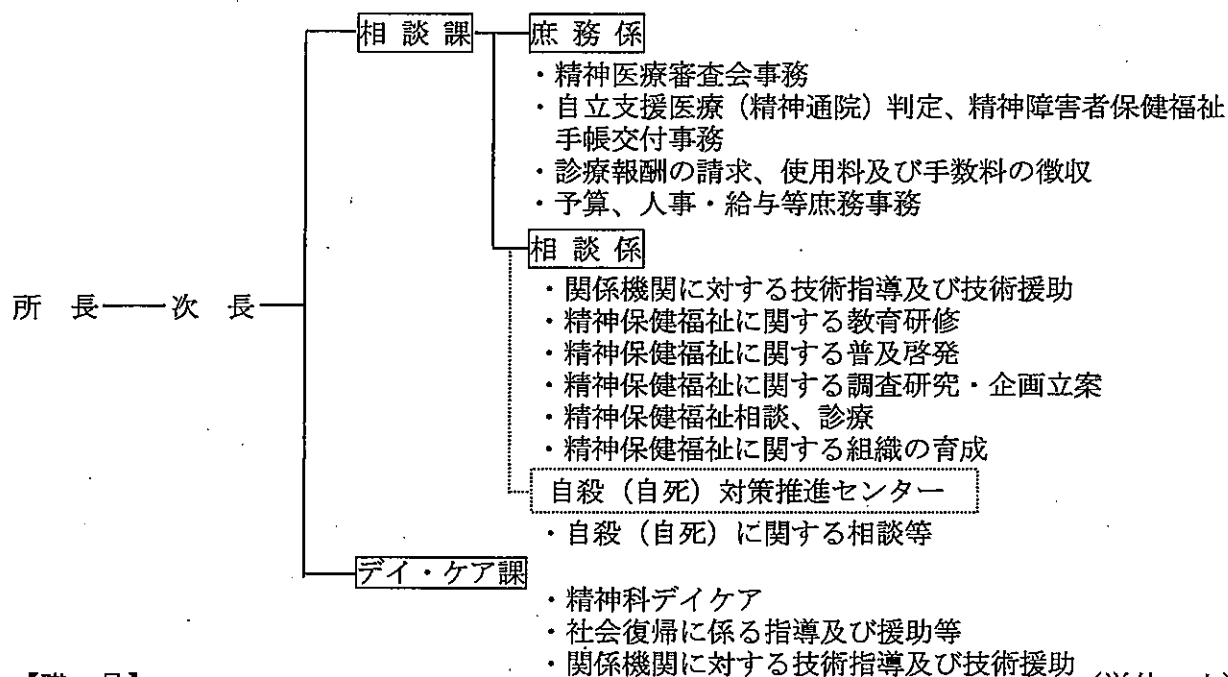
所在地 広島市中区富士見町 11 番 27 号
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 地上 10 階地下 1 階建の 4 階～5 階部分
 敷地面積 2,416.65 m²
 建築面積 2,018.65 m²
 延床面積 2,775.73 m²

【施設平面図】



3 組織及び職員 (令和4年4月1日現在)

【組織】



【職員】

(単位：人)

職 名		区 分	職 種					計	
			事 務	医 師	作業療法士	心理療法士	保 健 師		
所 長				1				1	
次 長			1					1	
相談課	課 長						1	21	
		庶務係	課長補佐（事）庶務係長	1					
			主 事	3					
			会計年度任用職員	4					
	相談係	課長補佐（事）相談係長					1		
		専 門 員		1					
		心 理 療 法 士				1			
		保 健 師					4		
		自殺（自死）対策専門相談員					2		
会計年度任用職員						3			
デイ・ケア課	課 長		1					10	
	課長補佐（事）主任					1			
	主 査	1							
	保 健 師					2			
	心 理 療 法 士				3				
	作 業 療 法 士			1					
	会計年度任用職員			1					
計		10	3	2	4	14	33		

(注) 上記職員の他、非常勤の嘱託医が5名

4 予 算

(1) 歳入 (当初)

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
センター使用料	22,840	22,410	22,410
デイケア使用料	28,647	29,642	27,950
診断書料その他 証明手数料	391	367	447
国庫補助金等	6,429	6,235	5,735
市 債	6,000	1,500	0
計	64,307	60,154	56,542

(2) 歳出 (当初)

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
管 理 運 営	19,112	19,079	16,912
維 持 補 修	230	230	130
保険衛生施設設備整備	11,817	0	0
センター事業	10,240	8,995	7,201
デイケア事業	8,095	7,893	7,750
うつ病・自殺予防対策	240	240	232
自殺対策緊急強化事業	1,968	1,302	1,250
精 神 障 害 者 スポーツ交流事業	270	261	255
自立支援医療費支給認 定 等 事 業	4,985	4,985	4,923
精神障害者保健福祉手 帳 判 定 審 査 ・ 交 付	3,009	2,919	2,919
精 神 医 療 審 査 会	7,334	7,132	6,907
被災者支援こころのケア事業	0	0	0
依存症対策推進事業	1,077	973	927
新型コロナウイルス感 染症に対応した心のケ ア 支 援 事 業	98	304	181
そ の 他	1,428	1,742	5,116
計	69,903	56,055	54,703

(注) 人件費及び賃金は除く。

第2 事業実績

1 センター事業

(1) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターでは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものの対応を行っている。

精神保健福祉相談では、精神保健福祉全般に関する相談を電話と面接により実施している。

ア 電話相談

(ア) 相談件数

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
件数	3,536	3,633	3,881

(イ) 相談内容別状況

(単位：件，％)

相談内容	件数	構成比	相談内容	件数	構成比
心身の不調	1137	29.3	発達障害	14	0.4
日常生活に関すること	784	20.2	近隣とのトラブル	14	0.4
家族関係の問題	318	8.2	DV	13	0.3
性格・対人関係の問題	232	6.0	薬物	13	0.3
病気の治療に関すること	181	4.7	自死遺族等の相談	8	0.2
職場の問題	87	2.2	老人性認知症	6	0.2
精神的な病気の疑い	67	1.7	家庭内暴力・非行・反社会的問題	5	0.1
自殺関連（自殺念慮等）	60	1.5	性に関する悩み	4	0.1
経済・福祉に関すること	52	1.3	摂食障害	4	0.1
アルコール依存	47	1.2	虐待	1	0
ギャンブル依存症	45	1.2	PTSD	1	0
子どもの発達・発育上の問題	36	0.9	てんかん	1	0
その他の嗜癖・依存の問題	35	0.9	性被害・犯罪被害	0	0
ひきこもり	28	0.7	高次脳機能障害	0	0
社会復帰に関する問題	18	0.5	その他	656	16.9
不登校・学校不適応	14	0.4			
計				3,881	100

(注) 相談内容については、主たる相談内容についてのみ計上している。

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(ウ) 処遇状況

(単位：件，%)

区分		件数	構成比
傾 聴		1985	51.1
助 言 指 導		1319	34.0
情 報 提 供		260	6.7
他機関に紹介	保 健 セ ン タ ー	50	1.3
	医 療 機 関	39	1.0
	福 祉 機 関	8	0.2
	教 育 機 関	2	0.1
	他 の 相 談 機 関	41	1.1
	そ の 他	25	0.6
面 接 相 談 予 約		87	2.2
途 中 で 切 れ る		65	1.7
計		3,881	100

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

イ 面接相談

面接相談は予約制で、係員が事前に電話で相談概要を聴取した上で対応している。

(ア) 相談件数

(単位：件)

区分	2 年度	3 年度	4 年度
新規相談	141	116	133
延 件 数	447 (13)	376 (14)	735 (18)

(注) () はデイケアの受理面接及び見学であり、内数である。

(イ) 年齢・男女別状況（新規相談）

(単位：件，%)

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～	計
男	7	13	20	15	5	7	67
女	2	20	20	8	5	11	66
計	9	33	40	23	10	18	133
構成比	6.8	24.8	30.1	17.3	7.5	13.5	100

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(ウ) 地域別状況（新規相談）

（単位：件，％）

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	市外	計
件数	21	18	19	27	23	6	4	6	9	133
構成比	15.8	13.5	14.3	20.3	17.3	4.5	3.0	4.5	6.8	100

（注）表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(エ) 就学・就労状況（新規相談）

（単位：件，％）

区分		件数	構成比
在 学	高 等 学 校	8	6.0
	専 門 学 校	0	0
	大 学	5	3.8
	そ の 他	2	1.5
在 職		31	23.3
休 職		3	2.3
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト		3	2.3
無 職		65	48.9
専 業 主 婦 （ 夫 ）		8	6.0
不 明		8	6.0
計		133	100

（注）表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(オ) 来所者（新規相談）

（単位：件，％）

区分	本人	本人と家族	家族	その他	計
件 数	45	32	54	2	133
構成比	33.8	24.1	40.6	1.5	100

（注）表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(カ) 相談内容別状況（新規相談）

（単位：件，％）

相談内容	件数	構成比	相談内容	件数	構成比
ギャンブル依存	19	14.3	その他の嗜癖・依存の問題	4	3.0
D C利用のための相談	16	12.0	自死遺族等の相談	3	2.6
アルコール依存	12	9.0	社会復帰	3	2.6
心身の不調	11	8.3	職場の問題	2	1.5
ひきこもり	11	8.3	虐待	2	1.5
精神的な病気の疑い	9	6.8	経済・福祉に関すること	1	0.8
病気の治療に関すること	9	6.8	不登校	1	0.8
薬物依存	6	4.5	P T S D	1	0.8
発達障害	6	4.5	老人性認知症	1	0.8
家族関係の問題	6	4.5	犯罪被害	1	0.8
性格・対人関係の問題	4	3.0	その他	1	0.8
日常生活に関すること	4	3.0			
計				133	100

（注）表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(キ) 処遇状況（新規相談）

（単位：件，％）

区分		件数	構成比
終	了	47	35.3
経	過	18	13.5
相	談	14	10.5
外	来	30	22.6
他機関に紹介	保 健 セ ン タ ー	2	1.5
	医 療 機 関	13	9.8
	福 祉 機 関	1	0.8
	そ の 他 機 関	8	6.0
計		133	100

（注）表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

ウ 所外相談

(単位：件)

区分	件数	計
こころの健康よろず相談	32	58
弁護士など専門家による暮らしと心の相談会	3	
災害・事故発生施設職員への集団面接	17	
新型コロナ関連、宿泊療養者、クラスター発生職員への個別相談	6	

エ 青年期ひきこもり家族グループ（再掲）

平成5年度から、ひきこもりの子がいる家族のグループミーティングを実施している。

日 時：月2回（1回90分）

場 所：広島市精神保健福祉センター

対象者：ひきこもりの子がいる家族で、当センターの医師が参加を認めた者

（ア） 実施状況

(単位：回, 人)

区分	2年度	3年度	4年度
実施回数	16	15	22
参加者（延）	105	97	168

オ 精神科医師によるひきこもり相談（再掲）

ひきこもりの背景には、精神疾患を有するなど精神科的要因があることが少なくない。

精神科医師による面接機会を設けて精神科的見立て等を行うことにより、ひきこもり状態にある者への援助を効果的にすすめることを目的に実施している。

日 時：毎月第2火曜日

対象者：広島市内在住の概ね18歳以上の本人又は家族

（精神科等で治療を受けていない人に限る）

（ア） 実施状況

(単位：回)

区分	2年度	3年度	4年度
実施回数	12	3	11

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため実施回数が減っている。

（イ） 年齢・男女別状況

(単位：人)

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	計
男	1	1	3	1	0	6
女	0	2	2	0	1	5
計	1	3	5	1	1	11

(ウ) 来所者

(単位：件)

区分	本人	本人+家族	親	その他	計
件数	1	0	10	1	12

カ 精神科医師による依存症相談（再掲）

アルコール健康障害対策基本法、薬物使用者等に対する刑の一部執行猶予制度の施行、ギャンブル依存症対策基本法など依存症対策の重要性が社会的に認知されるようになり、当事者やその家族に対する支援の必要性が高まっている。依存症対策の一環として、当センターでは平成 27 年度から精神科医師による依存症相談を行っている。

日 時：毎月第 2 木曜日

対象者：広島市内在住の概ね 18 歳以上の本人又は家族

（原則、精神科等で治療を受けていない人に限る）

(ア) 実施状況及び相談内容

(単位：回, 件)

区分		2 年度	3 年度	4 年度
実施回数		8	6	10
相談内容	アルコール	6	7	3
	ギャンブル	7	3	10
	薬 物	0	0	2
	その他	0	0	0
計		13	10	15

(イ) 年齢・男女別状況（対象者）

(単位：人)

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～	計
男	0	3	4	5	0	0	12
女	0	1	0	0	1	1	3
計	0	4	4	5	1	1	15

(ウ) 来所者

(単位：件, %)

区分	本人	本人と家族	家族	計
件数	8	0	7	15
構成比	53.3	0	46.7	100

（注）表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉を推進するため、市内8区の保健センター、教育機関、福祉機関等に対して、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っている。

ア 保健センターに対する技術指導及び技術援助

(単位：回、件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	保健センター職員	28	30	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
事例検討	精神保健福祉相談員等	18	44	医師 保健師 心理療法士	スーパービジョン
社会復帰クラブ	精神保健福祉相談員	2	2	保健師 心理療法士 作業療法士	プログラム従事
家族会 (組織育成に再掲)	精神保健福祉相談員	4	4	保健師	交流会等従事
その他	保健センター職員	1	1	保健師	
計		53	81		

イ 教育機関に対する技術指導及び技術援助

(単位：回、件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	高校教諭、養護教諭 教育委員会職員等	2	2	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
市立高校精神保健連絡会	市立高校教諭	2	2	医師 心理療法士	スーパービジョン
ひきこもりへの 支援に関する事例検討会	広島市教育委員会 事務局職員等	2	4	保健師 心理療法士	訪問
ケース会議	関係機関職員	1	1	保健師	来所
計		7	9		

ウ 精神障害者支援施設等に対する技術指導及び技術援助

(単位：回、件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	施設職員等	1	1	保健師	電話
施設支援	施設職員等	19	19	保健師 作業療法士 心理療法士	訪問
計		20	20		

エ 福祉機関に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	福祉関係職員	30	31	保健師	電話・訪問・来所
事例検討	福祉関連職員	1	3	医師 保健師 心理療法士	スーパービジョン
ソーシャルクラブ	福祉関係職員	8	8	保健師 心理療法士 作業療法士	
その他	福祉関係職員	3	5		電話・訪問・来所・ Web
計		42	47		

オ その他

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	関係機関職員	28	28	保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
医療観察法ケア会議	保護観察所等	3	3	保健師 心理療法士	訪問
事例検討	関係機関職員	1	2	医師 保健師	来所
新型コロナウイルス 感染症関連	宿泊療養施設職 員等	24	24	保健師	電話
新型コロナウイルス 感染症関連	福祉施設	8	7	保健師	電話・訪問
災害・事故	関係機関職員	88	86	医師 保健師 心理療法士	電話・来所・訪問
家族学習会	関係機関職員等	3	3	保健師	オブザーバー
その他		2	3		
計		157	156		

(3) 教育研修

専門知識の習得及び技術の向上を図るため、保健センター等で精神保健福祉業務に従事する職員等に対して専門研修を行っている。

ア 研修会

《新任精神保健福祉従事者研修会》

対象者：新任精神保健福祉相談員、嘱託職員など

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
4月25日(月)	精神医療審査会について 精神保健福祉手帳について 自立支援医療について 精神障害者への接し方 障害福祉サービスについて	保健師 事務職員	17

《新規採用職員研修》(Web開催)

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
4月11日(月) ～5月13日(金)	精神障害者の理解	精神保健福祉センター 相談課長	400

《精神保健福祉相談員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健センター保健師

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
5月20日(金)	地域における連携体制	地域生活支援センターふれあい 原田 葉子	17
10月31日(月)	家族支援の方法について	Office 夢風舎 舎長 土屋 徹	16
2月24日(金)	事例から地域をみる ～事例検討の活かし方～	訪問看護 花の森 管理者 東 美奈子	28

《精神保健福祉基礎研修会》

対象者：本市職員

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月6日(月)	精神保健福祉総論 ～心の病気の理解のために～	センター医師	28
7月25日(月)	発達障害について		31
11月29日(火)	気分障害・統合失調症について		34
12月13日(火)	パーソナリティ障害について		41
2月1日(水)	心の発達 ～乳幼児期・思春期を中心に～		38

《思春期精神保健専門研修会》（Web 開催）

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等
思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8月1日(月)	ネット依存と不登校ひきこもり	ときわ病院・ときわこども 発達センター 理事長 館農 勝	35

《自死遺族等支援研修会》

対象者：市内のうつ病、自死に関する相談を受ける機会のある関係職員（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月9日(金)	自死遺族等支援の取組みの現状とこれからの方向性 ～支援者の理解につなげて～	厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 自死遺族等支援室長 菅沼 舞	12

《自死遺児支援研修会》

対象者：市内小・中・高等学校等教職員及び自死に限らず遺児に関わる機会のある
関係者（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月29日(水)	親を自死で亡くした子供を支える	NPO 法人自死遺族支援ネット ワーク Re 代表 山口 和浩	19

《うつ病・自殺（自死）対策相談機関職員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、
ケースワーカー、カウンセラー、債務関係職員、弁護士、いのちの電話相
談員など（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月20日(月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議① 「うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」 講演「自殺対策と連携協同～切れ目ない支援を目指して～」	・精神保健福祉課職員 ・南山大学法学部法律学科 准教授 森山 花鈴	39
8月25日(木)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議② 活動発表「関係機関を知ろう！」	・安佐市民病院 自殺未遂者支援コーディネーター 道上 恵美子 ・はつかいち法律事務所 弁護士 佃 祐世	32
11月7日(月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議③（事例検討会）	ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉	22

2月27日(月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議④ グループワーク「連携を深めるために私たちができること～切れ目ない支援を目指して～」	南山大学社会倫理研究所 研究員 辻本 耐	22
8月12日(金)	ゲートキーパープレ講習① (Web)	西条診療クリニック 院長 岩本 泰行	15
2月16日(木)	ゲートキーパープレ講習② (Web)	ふたば病院 院長 高見 浩	16
7月4日(月)	ゲートキーパー研修(基礎編) (Web)	中央大学人文科学研究所 客員研究員 高橋 聡美	82
10月7日(金)	ゲートキーパー研修(実践編)	広島修道大学健康科学部心理学科 教授 内野 倂司 九州大学キャンパスライフ・健康支援センター 助教 黄 正国	16
12月2日(金)	ゲートキーパー研修(レベルアップ編)	認定NPO法人 東京自殺防止センター 理事 研修委員長 村 明子 理事 乙幡 善枝	21
9月20日(火)	医療機関スタッフ研修 講演「医療現場におけるうつ病の早期介入と自殺予防～メンタルヘルス・ファーストエイドの理解と活用～」	九州大学病院 医学研究院 准教授 加藤 隆弘	21
2月8日(水)	産業保健スタッフゲートキーパー研修 講演「職場におけるうつ病予防と早期発見・早期介入～メンタルヘルス・ファーストエイドの理解と活用～」	九州大学病院 医学研究院 准教授 加藤 隆弘	32

《災害時のメンタルヘルス研修会》

対象者:被災者支援にかかわる機会のある関係者

(単位:人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月16日(木)	災害時のこころのケア ～サイコロジカル・ファーストエイド～	兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子	18

《事故後のメンタルヘルス研修》

対象者:事故のあった施設職員及び関係機関

(単位:人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
2月15日(水)	事故と人のこころ	広島市精神保健福祉センター 所長 朝枝 清子	24

《ひきこもり支援者研修》（Web 開催）

対象者：ひきこもり問題の相談支援機関関係者

（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
1月19日（木）	コロナ時代におけるひきこもりへの支援	KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 理事／ジャーナリスト 池上 正樹	61

《依存症支援者研修》（Web 開催）

（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
10月14日（金）	依存症の家族支援の実際 ～アルコール・薬物を中心に～	藍里病院 副院長 吉田 精次	48

《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：デイケア施設従事者

（単位：人）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
7月6日（水）	ウィズコロナ時代のメンタルヘルスについて	広島市精神保健福祉センター 所長 皆川 英明	4

《グループ療法的デイケア研究会》

対象者：デイケア施設従事者

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止となる。

《第28期広島精神分析セミナー》（Web 開催）

対象者：医師

（単位：人）

開催日	テーマ	講師	参加者数	備考
4月26日（火）	「ナルシズム論の展開」 「ダ・ビンチ」	大阪教育大学保健センター 准教授 飛谷 渉	32	※共催
5月22日（日）	「メルツァー入門」 「ドラ」	御池心理療法センター 代表 平井 正三	35	
7月24日（日）	特別公演	ロンドン医療センター精神科部長 タヴィストッククリニック講師 阿比野 宏	33	
8月21日（日）	「本能論の展開」 「超自我形成」	小林メンタルクリニック 院長 小林 俊三	25	
9月11日（日）	「自我心理学 エディプス葛藤」 「自我とイド」	クリニックソフィア 院長 権 成鉉	29	
10月2日（日）	「夢と Here and now」	名古屋大学大学院精神病理学・精神療法学 特任教授 小川 豊昭	30	
11月20日（日）	「思春期の病理」 「新しい思春期：デジタル・ネイティヴと心の生命」	大阪教育大学保健センター 准教授 飛谷 渉	32	

12月18日(日)	「羨望」 「シュタイナー」	浅田心療クリニック 院長 浅田 護	31	
1月29日(日)	「ビオン理論の特徴」 「無意識的幻想」	日本精神分析学会前会長 代官山心理・分析オフィス 福本 修	31	
2月26日(日)	「自閉症－メルツァーから タスティン、アルヴェ レッツまで」 「付着同一化」	こども・思春期メンタルクリ ニック院長 白百合女子大学 教授 木部 則雄	36	
3月26日(日)	「アブラハムとクライ ン」 「エディプス」	日本精神分析協会元会長 広島精神分析医療クリニック 院長 衣笠 隆幸	32	

※広島精神分析セミナーとの共催

《精神科医師専門研修》

対象者：医師

(単位：人，回)

開催日	内容	講師	参加者数	回数
年間	スーパービジョンによる教育訓練	センター医師	7	114

イ 学生教育・実習

(単位：人，回)

区分	内容	対象	参加者数	回数	備考
医 学 生 実 習 (広 島 大 学)	講義 デイケア実習	医学生	7	5	1日ずつ5回実施 (1人、1人、1人、 2人、2人)
看 護 学 生 教 育 (市立看護専門学校)	講義	看護学生	120	1	120人×1日
デイケア臨床実習 (広 島 大 学)	デイケア実習	作業療法士学 生	2	1	2週間×1回
心 理 実 習 (修 道 大 学)	講義 施設見学	心理学科学生	13	1	13人×1回
新任精神保健福祉相談員 デ イ ケ ア 実 習	デイケア実習 SV見学	新任精神保健 福祉相談員	4	3	(実習) 2人×1日 (SV) 1人×1日 1人×1日
計			146	11	

(4) 普及啓発

精神保健福祉や精神障害に関する正しい知識等の普及啓発を目的として一般市民を対象に、講演会等を実施している。

ア 講演会等

《依存症関連講演会》

目 的 薬物乱用の防止や薬物依存症からの回復のためには、薬物依存について正しい理解が必要となる。このため、薬物依存について正しく理解し、知識を深めることを目的とする。

開 催 日 令和4年11月18日（金）

方 法 ZOOMによるオンライン研修

内 容 講演「処方薬依存 どうして？やめられないメカニズム」

講師 神奈川県立精神医療センター 副院長 小林 桜児 氏

対 象 者 市民

参加者数 39人

《依存症家族教室》

依存症対策推進事業 P34 参照

参加者数 延6回 39人

《家族のつどい》

デイケア事業 P45 参照

参加者数 延8回 57人

《自死遺族等のための講演会・交流会》

目 的 自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的とする。

開 催 日 令和4年12月8日（木）

場 所 広島市精神保健福祉センター 3階大会議室

内 容 講演 「家族の自死を経て生きる～分かち合うことで見えてきたもの～」

講師 厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

自死遺族等支援室長 菅沼 舞 氏

対 象 者 自死遺族等

参加者数 10人

《家族グループ学習会》

開 催 日 令和4年10月31日（月）

場 所 広島市精神保健福祉センター 4階会議室

内 容 ひきこもりの子をもつ家族のコミュニケーション講座

講師 Office 夢風舎 舎長 土屋 徹 氏

対 象 者 家族グループ参加者

参加者数 8人

《災害時こころのケア講演会》

目 的 普段から取り組んでおくべきこと等災害時のこころのケアについて考える機会を提供することを目的とする。

開 催 日 令和4年9月12日（月）

方 法 ZOOMによるオンライン研修

内 容 講演「災害時のこころのケア

～もし、あなたやあなたの身近な人が被災したら～

講師 筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学 准教授

茨城県立こころの医療センター地域・災害支援部長・室長

筑波メディカルセンター 精神科 高橋 晶 氏

対 象 者 広島市民、ボランティア、支援者等

参加者数 23 人

イ あいあいスポーツフェスティバル

目 的 精神障害者がスポーツ交流を通してふれあうことで、意欲の向上及び社会参加を促進し当事者グループの育成を図る。

開 催 日 令和4年9月30日（金）

場 所 マエダハウジング東区スポーツセンター（東区牛田新町一丁目8番3号）

内 容 ソフトバレーボール

対 象 者 精神障害者を主たる対象とする地域活動支援センタⅠ型、Ⅲ型、就労継続支援Ⅱ型事業所、ソーシャルクラブ、保健センター社会復帰クラブの利用者

参加者数 133 人

ウ こころの健康よろず相談

広島県精神神経科診療所協会と共催し、こころの健康に関する普及啓発を目的に実施した。今回も新型コロナウイルス対策のため、例年実施していたストレスチェックや精神保健に関するパネル展示は行わず、電話相談のみとなった。

開 催 日 令和4年10月23日（日）

場 所 広島市消費生活センター

内 容 精神科医師によるこころの健康相談
保健師による行政分野の相談

対 象 者 市民

参加者数 32 人

エ 印刷物

（単位：部）

区分	内容	部数
リーフレット等	こころのケアガイドブック 資料編（冊子）	5,000
	ひとりで悩まないで ～中学生・高校生のあなたへ～（カード）	30,000
	こころのしおり	2,300

オ 広 報

区 分	内 容
広報紙 「ひろしま市 民と市政」	令和4年4月1日号「精神科医師による依存症相談・ひきこもり相談」 令和4年5月1日号「大切な人を自死で亡くされた方の分かち合いの会“れんげ草のつどい・ひろしま”」 令和4年10月1日号「こころの健康よろず相談」 令和4年11月1日号「依存症講演会（処方薬・市販薬依存について）」 令和4年11月15日号「大切な人を自死で亡くされたあなたへ 講演会・交流会」
新聞	「れんげ草のつどい」「自死遺族講演・交流会」 「精神科医師による依存症相談・ひきこもり相談」「依存症講演会（処方薬・市販薬依存について）」 中国新聞（くらしの掲示板）、西広島タイムス

カ パネル展示

区	展示期間・展示場所・内容
中 区	9月10日～9月16日・中区庁舎内・パネル展示 3月1日～3月31日・中区庁舎内・パンフレット配布
東 区	9月5日～9月16日・東区役所・パネル展示、各種リーフレット設置 通年・東区総合福祉センター・各種リーフレット設置・配布 乳幼児健診日・東区総合福祉センター・パネル展示
南 区	9月1日～9月末日・南区役所別館・リーフレット配置・配布、ポスター掲示 3月1日～3月末日・南区役所別館・リーフレット設置・配布、タペストリー展示
西 区	9月10日～16日・西区地域福祉センター・リーフレット設置・配布、ポスター掲示 3月10日～3月31日・西区地域福祉センター・パネル展示、各種リーフレット設置・配布、ポスター掲示
安佐南区	9月・安佐南区総合福祉センター・ポスター掲示、リーフレット設置 3月・安佐南区総合福祉センター・ポスター掲示、リーフレット設置
安佐北区	9月12日～9月16日・安佐北区総合福祉センター・モニター広告 9月9日～9月30日・安佐北区総合福祉センター・ポスター掲示、リーフレット配布 3月1日～3月31日・安佐北区役所、安佐北区総合福祉センター・モニター広告、ポスター掲示
安芸区	9月10日～9月16日・安芸区役所、安芸区民文化センター・リーフレット設置 3月1日～3月31日・安芸区役所、安芸区民文化センター・ポスター・パネル展示、リーフレット設置
佐伯区	通年・佐伯区総合福祉センター・パネル展示、資料配布

キ ホームページ

平成13年9月開設

(5) 組織育成

広島市精神保健福祉家族会連合会、依存症関連団体等に対して、助言や関係機関との連絡等必要な援助を行い、組織の活性化を図る組織育成を行っている。

平成 22 年度からは自死遺族支援の一環として、わかち合いの会を定期開催している。

ア 精神保健福祉家族会 (単位：回)

区分	回数
広島市精神保健福祉家族会連合会	3
各区家族会	7
計	10

イ 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

開設日 平成 22 年 7 月

開催日時 奇数月第 2 金曜日 14:00~16:00

平成 29 年度から、8 月第四日曜日もわかち合いの会を開催している。

対象者 自死遺族等

会場 広島市精神保健センター

参加状況 (単位：回，人)

区分	開催回数	参加人数	平均参加人数	実人数
2 年度	5	7	1.4	6
※3 年度	3	1	1	1
4 年度	7	10	1.4	9

※5 月、7 月、8 月、9 月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(6) 特定相談指導事業（再掲）

ア 思春期関連事業

(ア) 相談

a 電話相談

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
延件数	113	88	48

b 面接相談

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
延件数	5	6	7

c 相談内容別状況

(単位：件，％)

相談内容	電話相談		面接相談	
	件数	構成比	件数	構成比
不登校・学校不適応	13	27.1	1	14.3
子供の発達・発育上の問題	9	18.8	-	-
心身の不調	5	10.4	1	14.3
病気の治療に関すること	4	8.3	1	14.3
家族関係の問題	4	8.3	-	-
広汎性発達障害	3	6.3	-	-
精神的な病気の疑い	2	4.2	3	42.9
アルコール・薬物・ギャンブル以外の嗜癖	2	4.2	-	-
日常生活に関すること	1	2.1	-	-
性格・対人関係の問題	1	2.1	-	-
ひきこもり	1	2.1	-	-
摂食障害	1	2.1	-	-
虐待の問題	0	0	1	14.3
その他	2	4.2	-	-
計	48	100	7	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(イ) 技術指導及び技術援助

(単位：回，件，人)

区分	対象	回数	件数	人数	従事者	方法
個別相談	高校教諭、養護教諭 教育委員会職員、通 所施設の指導者等	2	2	2	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
市立高校精神 保健連絡会	市立高校教諭	2	2	27	医師 心理療法士	スーパービジョン
ひきこもりへ の支援に関する 事例検討会	広島市教育委員会 事務局職員等	2	4	20	保健師 心理療法士	訪問
計		6	8	49		

(ウ) 思春期精神保健専門研修会 (Web 開催)

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8月1日(月)	ネット依存と不登校ひきこもり	ときわ病院・ときわこども発達センター 理事長 館農 勝	35

(エ) 普及啓発

カード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の中学・高校の新1年生を対象に配布した。

イ アルコール関連問題

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
延件数	80	88	46

b 面接相談 (単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
延件数	20	28	14

(イ) 普及啓発

a 依存症家族教室

令和3年度からアルコール問題だけでなく、薬物、ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族を対象を拡大し、実施している。

依存症対策推進事業 p 34 参照。

回数 延6回

参加者数 39人

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

ウ 薬物関連問題

(ア) 相談

a 電話相談

(単位：件)

区分	2 年度	3 年度	4 年度
延件数	20	28	14

b 面接相談

(単位：件)

区分	2 年度	3 年度	4 年度
延件数	4	20	19

(イ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）

ア 広島市自殺（自死）対策推進センター 自殺（自死）防止相談電話（別掲）

平成 29 年度より、広島市健康福祉局精神保健福祉課と精神保健福祉センター内に広島市自殺（自死）対策推進センターを設置した。精神保健福祉センター内では、「死にたい」とまで追い込まれた方への専用相談電話（広島市自殺（自死）防止相談電話）を開設し、自殺（自死）対策専門相談員が相談に応じている。

年度別相談件数

(単位：件)

区分	2 年度	3 年度	4 年度
新規相談	98	102	109
再相談	471	581	900
延件数	569	683	1009

※月 1 回相談対応について、精神科医師等より助言を受ける場を設けている。

イ うつ病・自殺（自死）対策に関する研修会

(ア) ゲートキーパー研修

うつ病や自殺（自死）に関連する基本的知識の習得や、自殺（自死）予防に関する初期介入に必要なスキル等を身につけるための研修および、身体疾患に隠されたうつ病等に気づき、対応するための研修を開催した。(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8 月 12 日 (金)	ゲートキーパープレ講習① (Web)	西条診療クリニック 院長 岩本 泰行	15
2 月 16 日 (木)	ゲートキーパープレ講習② (Web)	ふたば病院 院長 高見 浩	16
7 月 4 日 (月)	ゲートキーパー研修（基礎編） (Web)	中央大学人文科学研究所 客員研究員 高橋 聡美	82
10 月 7 日 (金)	ゲートキーパー研修（実践編）	広島修道大学健康科学部心理学科 教授 内野 悌司 九州大学キャンパスライフ・健康支援センター 助教 黄 正国	16
12 月 2 日 (金)	ゲートキーパー研修（レベルアップ編）	認定NPO法人 東京自殺防止センター 理事 研修委員長 村 明子 理事 乙幡 善枝	21
9 月 20 日 (火)	医療機関スタッフ研修 講演「医療現場におけるうつ病の早期介入と自殺予防～メンタルヘルス・ファーストエイドの理解と活用～」	九州大学病院 医学研究院 准教授 加藤 隆弘	21

2月8日 (水)	産業保健スタッフゲートキーパー研修 講演「職場におけるうつ病予防と早期発見・早期介入～メンタルヘルス・ファーストエイドの理解と活用～」	九州大学病院 医学研究院 准教授 加藤 隆弘	32
-------------	--	---------------------------	----

(イ) うつ病・自殺（自死）相談機関実務者連絡会議

自殺に関わる相談を受ける機会のある相談機関に所属する支援者を対象に、相談機関同士のネットワークを強化することを目的に実施した。 (単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月20日 (月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議① 「うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）について」 講演「自殺対策と連携協同～切れ目ない支援を目指して～」	・精神保健福祉課職員 ・南山大学法学部法律学科 准教授 森山 花鈴	39
8月25日 (木)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議② 活動発表「関係機関を知ろう！」	・安佐市民病院 自殺未遂者支援コーディネーター 道上 恵美子 ・はつかいち法律事務所 弁護士 佃 祐世	32
11月7日 (月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議③（事例検討会）	ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉	22
2月27日 (月)	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議④ グループワーク「連携を深めるために私たちができること～切れ目ない支援を目指して～」	南山大学社会倫理研究所 研究員 辻本 耐	22

ウ 自死遺族支援

(ア) 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

平成21年度に自死遺族を対象とした講演会・交流会を開催し、その参加者に対してわかち合いの会の準備会に参加を呼びかけ、計3回の準備会を実施した。準備会では、ルールや名称等を話し合った。平成22年7月に自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を設立し、運営支援を行っている。

平成29年度より8月第4日曜日にもわかち合いの会を開催している。

「れんげ草のつどい・ひろしま」参加状況 (単位：回，人)

区分	開催回数	延参加者数	実参加者数
4年度	7	10	9

開催日 奇数月第2金曜日 14:00～16:00

8月第4日曜日 14:00～16:00

会 場 広島市精神保健福祉センター、東区総合福祉センター

(イ) 自死遺族等のための講演会・交流会（普及啓発）

自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的に毎年開催している。 (単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月8日(木)	家族の自死を経て生きる ～わかち合うことで見えてきたもの～	厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 自死遺族等支援室長 菅沼 舞	10

(ウ) 自死遺族等支援研修会

相談機関の職員を対象に、自死遺族支援に関する知識や技術の習得を目的とした研修会を実施した。 (単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
12月9日(金)	自死遺族等支援の取組みの現状とこれからの方向性 ～支援者の理解につなげて～	厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 自死遺族等支援室長 菅沼 舞	12

エ 自死遺児支援

自死遺児支援研修会

市内小・中・高等学校等教職員及び自死に限らず遺児に関わる機会のある関係者を対象に知識や技術の習得を目的とした研修会を実施した。 (単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月29日(水)	「自殺で遺された子どもを支える」	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	19

オ うつ病・自殺（自死）予防に関するパネル展示

自殺対策強化月間等に区役所等で、うつ病の症状や治療、自殺（自死）のサイン等への周囲の気づきや対応等について広報啓発活動を実施した。

区	展示期間・展示場所・内容
中 区	9月10日～9月16日・中区庁舎内・パネル展示 3月1日～3月31日・中区庁舎内・パンフレット配布
東 区	9月5日～9月16日・東区役所・パネル展示、各種リーフレット設置 通年・東区総合福祉センター・各種リーフレット設置・配布 乳幼児健診日・東区総合福祉センター・パネル展示
南 区	9月1日～9月末日・南区役所別館・リーフレット配置・配布、ポスター掲示 3月1日～3月末日・南区役所別館・リーフレット設置・配布、タペストリー展示
西 区	9月10日～16日・西区地域福祉センター・リーフレット設置・配布、ポスター掲示 3月10日～3月31日・西区地域福祉センター・パネル展示、各種リーフレット設置・配布、ポスター掲示
安佐南区	9月・安佐南区総合福祉センター・ポスター掲示、リーフレット設置 3月・安佐南区総合福祉センター・ポスター掲示、リーフレット設置
安佐北区	9月12日～9月16日・安佐北区総合福祉センター・モニター広告 9月9日～9月30日・安佐北区総合福祉センター・ポスター掲示、リーフレット配布 3月1日～3月31日・安佐北区役所、安佐北区総合福祉センター・モニター広告、ポスター掲示
安芸区	9月10日～9月16日・安芸区役所、安芸区民文化センター・リーフレット設置 3月1日～3月31日・安芸区役所、安芸区民文化センター・ポスター・パネル展示、リーフレット設置
佐伯区	通年・佐伯区総合福祉センター・パネル展示、資料配布

(8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲）

ア 災害にかかる支援活動

本市で災害が発生した場合、当センターでは必要に応じて広島県災害派遣精神医療チーム（※DPAT）の活動をはじめ、電話相談（心のケア相談）や診療、区での個別相談会、区保健師等への技術援助を実施する。

※DPATは、都道府県及び政令指定都市によって組織される災害派遣精神医療チームで、災害時の被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的に活動する。平成30年7月西日本豪雨災害では本市と広島県が合同でDPAT調整本部を設置し対応した。

(ア) 被災者への支援活動・支援者への支援

令和4年度は大きな災害はなかったため、相談等はなかった。

(イ) 講演会・研修会

a 災害時のメンタルヘルス研修会

被災者支援にかかわる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的に開催した。（単位：人）

開催日	内容	講師	参加者数
6月16日 (木)	講演「災害時のメンタルヘルス～サイコロジカル・ファーストエイドから学ぶ～」	兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子	18

b 災害時こころのケア講演会（Web開催）

市民を対象とした災害時こころのケアに関する講演会を開催。（単位：人）

開催日	内容	講師	参加者数
9月12日 (月)	講演「災害時こころのケア～もしあなたやあなたの身近な人が被災したら～」	筑波大学 准教授 高橋 晶	23

イ 新型コロナウイルス感染症のこころのケア

(ア) 新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談

令和2年2月から新型コロナウイルスに関するこころのケアを実施するため「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」を設置し、電話や面接（Web面接も含む）により情報提供や助言を実施した。

電話相談件数 延 97 件

面接相談件数 延 6 件 （うち、※Web面接 2 件）

※Web面接は宿泊療養者やクラスター発生施設職員を対象に実施した。

(イ) 宿泊療養者へのこころのケア

宿泊療養施設の療養者は、行動を制限されるため精神面の不調を生じる可能性があることから、広島県と連携し必要に応じて、療養者のこころのケアを実施した。

a 一般相談

〔電話相談〕

宿泊療養者に相談窓口のチラシを配付し、電話相談を行った。

〔専門的助言〕

宿泊療養施設に常駐する看護師等へ療養者への対応に関する専門的助言を行った。

b 緊急時の対応

精神面で緊急対応が必要な場合について、広島県や関係機関と連携して対応した。

緊急対応件数 2件 その内精神科医師による Web 面接実施件数 2件

ホテル担当職員等関係機関職員への技術援助 26回

(ウ) 支援者への情報発信

新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関するチラシを作成するとともに各保健センターに送付し、職員のこころのケアに関する情報を発信した。

(エ) クラスター対応

クラスターが発生した施設等のこころのケアについては、区保健センターからの要請により、電話や訪問による対応を行った。

a 支援者への技術援助

区保健センター職員に対し、電話や訪問により対応の仕方や支援者のこころのケアについて情報提供や助言等を実施した。(2回)

b クラスター発生施設等に対しての技術援助等

クラスター発生施設等の職員に対して情報提供や助言、個別面接等を実施した。

区分	内容	件数等
技術援助	施設等へ出向き管理者等に対し助言等	1か所
		8回
相談	施設等のメンタルケアの必要な職員への個別面接相談	2件
	施設等のメンタルケアの必要な職員への電話相談	3件

(オ) 新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関する啓発

a 新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関する内容をホームページに掲載

b チラシの配布

「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」やこころのケアに関する情報を掲載したチラシを作成し、広く市民に届くよう市民が多く利用する関係施設や、包括連携協定を締結している銀行、郵便局、コンビニ、スーパー

等に配布。(5月)

ウ 事故対応

事故のあった施設職員及び関係機関へこころのケアに関する専門的支援を行った。

(ア) 施設職員へのこころの相談

面接相談延べ件数 21 件

電話相談延べ件数 5 件

(イ) 施設等への技術援助

施設からの依頼があり関係機関と連携し専門的な技術援助を実施

a 電話等での技術援助

施設へ出向いての技術援助 4 回

電話等での技術援助 82 回

b グループ面接

職員全員に呼びかけ希望者にグループ面接を実施 2 回

参加者 延べ 17 人

c 会議等

職員のこころのケア及び今後の支援について関係者の会議に参加 1 回

参加機関 4 か所

参加者 10 名

d 研修会

関係機関に呼びかけて技術援助として実施

テーマ：事故と人のこころ

講師：広島市精神保健福祉センター 所長 朝枝 清子

対象者：施設職員、関係機関職員

参加者：24 人

(9) 依存症対策推進事業（再掲）

令和2年度から、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存関連問題に関する相談拠点を当センターに設置し、以下の事業を実施した。

ア 専門相談

(ア) 電話相談件数 (単位：件)

薬物	アルコール	ギャンブル	ゲーム	計
14	46	48	17	125

(イ) 面接相談件数 (単位：件)

薬物	アルコール	ギャンブル	ゲーム	計
19	14	38	3	74

(ウ) 精神科医師による依存症相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存に悩む人や家族に対して月に1回実施した。

(単位：回、件)

回数	相談件数
12	15

イ 連携会議の運営（別掲）

関係機関を対象に連携会議を実施した。

会議名	令和4年度広島市依存症関係機関連携会議
日時	令和5年3月16日（木）10:00～12:00
内容	活動紹介・情報交換
参加関係機関	医療機関：瀬野川病院、草津病院、安佐病院、よこがわ駅前クリニック 自助グループ：【アルコール関連】NPO法人広島断酒ふたば会 広島マック作業所、広島マック・ハウス 【薬物関連】広島ダルク、NA広島グループ 【ギャンブル等関連】ギヤマノン広島グループ 司法関係：広島弁護士会 日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス） 広島司法書士会 行政機関：広島市消費生活支援センター 中国財務局理財部金融監督第3課多重債務相談窓口 精神保健福祉課

ウ 依存症支援者研修（Web開催）

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
10月14日（金）	依存症の家族支援の実際 ～アルコール・薬物を中心に～	藍里病院 副院長 吉田 精次	48

エ 普及啓発・情報提供

(ア) 市民向け講演会（Web開催）

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
11月18日（金）	処方薬依存 どうして？やめられないメカニズム	神奈川県立精神医療センター 副院長 小林 桜児	39

(イ) 普及啓発

- a ギャンブル依存症について商業施設でのパネル展示（５月）中国財務局多重債務相談窓口と協力
- b 成人式にて配布する広島市競輪事業局作成ギャンブル依存症相談窓口紹介チラシに精神保健福祉センターの相談窓口を掲載。

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

オ 当事者向けプログラム

ギャンブル依存症からの回復支援のため SAT-G プログラム（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を個別実施した。※前年度からの継続者あり

（単位：人）

実人員	延人員	終了者	中断者（転居等）
5	12	4	1

カ 依存症家族教室

アルコール問題に悩む家族を対象に、家族教室を平成 26 年度から開催している。令和 3 年度はアルコール問題だけでなく、薬物・ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族を対象を拡大し実施した。

（単位：人）

開催日	内容	講師	参加者数
7 月 12 日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう①」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ナラノンファミリーグループメンバー	8
8 月 9 日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう②」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	6
9 月 13 日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう③」・座談会 座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ナラノンファミリーグループメンバー	8
10 月 11 日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう④」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	6
11 月 8 日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう⑤」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	5
12 月 13 日 (火)	講義「CRAFTを学ぼう⑥」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	6

(10) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、本庁及び関係機関に対して、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域精神保健福祉施策の計画に関する提案、意見具申を行った。

(単位：回)

会議名	主催	回数
広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会 コアメンバー会議	広島市	5
広島市障害者自立支援協議会	広島市	3
広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会	広島市	2
広島市心身障害者福祉センター運営協議会	広島市	1
広島市障害者差別解消庁内連絡会議	広島市	2
広島市障害者差別解消支援地域協議会	広島市	3
広島市障害を理由とする差別の解消に向けた意見交換会	広島市	1
元気じゃけんひろしま21(第2次)推進会議	広島市	1
元気じゃけんひろしま21(第2次)推進会議 生活習慣病予防部会 及び働く世代の健康づくり部会	広島市	1
重層的支援体制整備事業の実施に係る庁内検討会議	広島市	1
広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議	広島市	2
広島市発達障害者支援連絡調整会議	広島市	1
広島市DV対策関係機関連絡会議	広島市	1
広島市依存症関係機関連携会議	広島市	1

(11) その他の会議

(単位：回)

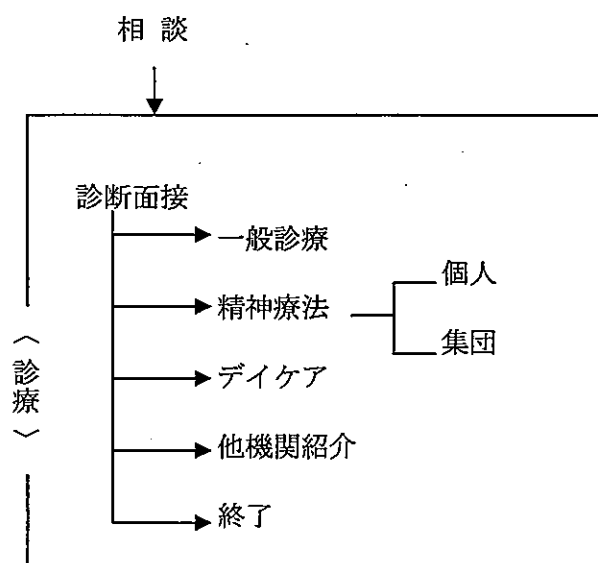
会議名	主催	回数
病院長事務長会議	広島県	1
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業 第1回アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議	厚生労働省	1
広島県福祉サービス運営適正化委員会	福祉サービス運営適正 化委員会	3
広島県被害者支援連絡協議会幹事会	広島県警察	1
一般社団法人広島県精神保健福祉協会 令和4年度総会	広島県精神保健福祉協 会	1
全国精神保健福祉センター長会大都市部会	全国精神保健福祉セン ター	1
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進 する政策研究「自治体における包括ケアの推進に係る研究」 班会議	厚生労働省科学研究班	2
広島県医療観察制度運営連絡協議会	広島県医療観察制度委 員会	1
広島県被害者支援連絡協議会	広島県警察	1
医療観察制度地域連絡協議会	広島県医療観察制度委 員会	1
広島県ひきこもり相談支援センター実務者会議	広島ひきこもり相談支 援センター	1
広島県精神保健福祉協議会	広島県	1
広島ひきこもり相談支援センター（中部・北部センター） 安芸地区連絡協議会	広島ひきこもり相談支 援センター	1
広島ひきこもり相談支援センター（西部センター）連絡協 議会	広島ひきこもり相談支 援センター	1
広島県被害者支援連絡協議会 令和4年度第2回被害者支 援研究会	広島県被害者支援連絡 協議会	1
全国精神医療審査会連絡協議会	全国精神医療審査会	1
依存症専門医療機関連携会議	瀬野川病院	1
広島県依存症相談機関連携会議	広島県	1
都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議	都道府県等依存症専門 医療機関	1
薬物相談事業推進連絡会議	薬物相談事業推進連絡 会	1
全国精神保健福祉センター長会議	全国精神保健福祉セン ター	3
広島県精神保健福祉協会理事会	広島県精神保健福祉理 事会	1
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉セン ター	1
広島県精神科救急医療システム運営委員会	広島県	1

2 診療

(1) 概要

予約制により、保険診療で一般診療や、精神分析的療法等の治療を行っている。

原則として、当センターで面接相談等を行い、当センターでの診察を希望した者に対し、精神科医師が数回の診断面接により診断し、処遇を決定する。



令和4年度の診察延件数は3,770件で、そのうち初診は91件であった。

初診の年齢は30代が最も多く、初診者全体の30.8%であり、次いで20代(29.7%)、40代(15.4%)、10代(14.3%)の順に多かった。10代と20代を合わせると44%になり、青年期の方が多く受診をされている。

初診のうち小児・思春期の問題に関する診断が56%と最も多く、その内訳ではアスペルガー障害や特定不能の広汎性発達障害など自閉スペクトラム障害が62.7%を占め、適応障害が21.6%、ADHDが15.7%であった。次いで神経症(11%)、知的障害うつ病およびパーソナリティ障害(7.7%)の順に多かった。

来所経路では、精神科診療所など医療機関からの紹介が全体の54.9%で最も多く、次いでその他機関からの紹介(12.1%)、保健センターおよび家族、インターネット(7.7%)の順に多かった。診断後の処遇では、一般診療・デイケア利用が52.7%と最も多く、次いで経過観察が15.4%であった。

診察実件数は449件で、そのうち前年度より継続のものは358件であった。診察実件数の診断名別では、小児・思春期の問題(自閉スペクトラム障害など)、パーソナリティ障害、神経症の順に多かった。

診断面接後の処遇では、一般診療、デイケア利用、個人精神療法、医療機関紹介の順に多かった。

青年期当事者グループ(集団精神療法)は、5グループで実施していたが、令和4年10月からは、3グループで実施している。

ア 診察件数

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初診	84	77	91
再診	3,742	3,346	3,679
計	3,826	3,423	3,770

イ 初診 年代別状況

(単位：件，％)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
件数	13	27	28	14	5	4	91
構成比	14.3	29.7	30.8	15.4	5.5	4.4	100

ウ 初診 診断別状況

(単位：件，％)

区分	件数	構成比
小児・思春期の問題	51	56.0
自閉スペクトラム障害	32	62.7
適応障害	11	21.6
ADHD	8	15.7
神経症	10	11.0
うつ病	7	7.7
パーソナリティ障害	7	7.7
統合失調症	3	3.3
知的障害	2	2.2
解離性障害	2	2.2
PTSD	2	2.2
その他	7	7.7
計	91	100.0

エ 初診 来所経路別状況

(単位：件，％)

区分	件数	構成比
医療機関	50	54.9
その他の機関	11	12.1
保健センター	7	7.7
家族	7	7.7
インターネット	7	7.7
知人	2	2.2
市報	2	2.2
その他	2	2.2
不明	3	3.3
計	91	100.0

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

オ 診察実件数

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初診	84	77	91
前年度より継続	296	316	358
計	380	393	449

カ 性別・診断名別状況

(単位：件，％)

区分	男	女	計	構成比
小児・思春期の問題	101	58	159	35.4
パーソナリティ障害	6	47	53	11.8
神経症	10	33	43	9.6
重ね着症候群（P41参照）	19	17	36	8.0
統合失調症	11	16	27	6.0
適応障害	10	20	30	6.7
ひきこもり	10	3	13	2.9
うつ病	4	16	20	4.5
摂食障害	1	4	5	1.1
依存・嗜癖	10	5	15	3.3
アルコール依存	4	1	5	1.1
薬物依存	0	0	0	0
その他の依存	5	4	9	2.0
ギャンブル	1	0	1	0.2
その他	12	36	48	10.7
計	194	255	449	100.0
構成比	43.2	56.8	100.0	

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(2) 重ね着症候群

重ね着症候群とは、以下のように定義される。

- ① 初診時18歳以上（広義には16歳以上）。その時に初めて背景の発達障害が発見された者。
- ② 知的障害は認められない（IQ $\geq$ 85）。
- ③ 初診時の主訴は、多彩である。その臨床診断も多彩で、統合失調症、躁うつ病、うつ病、摂食障害、性倒錯、対人恐怖症、醜形恐怖、強迫、境界性パーソナリティ障害、スキゾイドパーソナリティ障害、自己愛パーソナリティ障害など殆どの精神疾患を網羅している（この点が従来成人のアスペルガーや軽度発達障害に関する研究者が少数の臨床症状に言及している点と異なる）。
- ④ これらの多彩な臨床症状の背景に、高機能型広汎性発達障害が潜伏している。
- ⑤ 高知能などのため課題達成能力が高く、就学時代は発達障害とはみなされていない。
- ⑥ 一部に児童期、思春期に不登校や神経症などの既往があるが、発達障害を疑われたことはない。

ア 慣用診断別状況

(単位：件)

区分	男	女	計
小児・思春期の問題	6	5	11
パーソナリティ障害	0	1	1
神経症	5	5	10
統合失調症	4	3	7
ひきこもり	3	0	3
うつ病	1	1	2
摂食障害	0	1	1
非定型精神病	0	1	1
計	19	17	36

(3) 集団精神療法

青年期当事者グループ

青年期特有の問題を持つ当事者を対象に、平成8年度から集団精神療法を実施し、5グループで実施していたが、10月からは3グループで実施している。

ア 実施状況

(単位：回、人)

区分	2年度	3年度	4年度
実施回数	178	161	147
参加実人員	25	25	46
参加延人員	381	295	402

イ グループの構造

日 時：週1回90分

場 所：当センター

対 象 者：医師の診断により、集団療法を処遇された人

(4) 心理検査

診療に係る検査を実施している。

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
件数	63	31	37

3 デイケア事業

精神科デイケアの対象である精神障害の多くは、思春期・青年期に好発する。そのため、この時期に取り組むべき親からの自立、仲間との体験、他者を通じて自己をみつめる経験などの重要な発達の課題をうまく通過していない人が多い。また、病気による障害を抱えながら生活するという課題も併せ持っている。

センターデイケアでは、統合失調症、パーソナリティ障害、発達障害やその他の精神疾患のある人が、このような発達の課題をやり直す機会を持ち、病気による喪失体験への取り組みにより、心的な成長をし、対人関係の改善を図ること、仲間体験を通し病気に対する受容と自覚を促し、あわせて、生活リズムを形成することなど、障害受容と社会生活への適応を促進することを主たる目的としている。

実施にあたって、職員は様々なグループ活動を援助しており、共感とケアを中心にした支持的なアプローチを主体に、病理の理解とマネージメントによってデイケアの治療構造の安定を図っている。また、センターデイケアは、地域の精神保健福祉推進のための事業として位置づけており、各保健センター、福祉関係機関等と常に情報交換するなど連携を密に行うことを基本としている。

(1) 概要

ア 対象者及び定員

対象者：精神的な病気で通院治療を受けている概ね18～45歳までの人

定 員：70人

イ 期間

6か月を「1期」とし、最長10期まで延長できる。

ウ 実施日時

実施日：月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（週4日）

時 間：午前9時から午後4時まで

エ 利用方法

(ア) 利用希望者は、主治医からの紹介により、当センターでの面接及びデイケア見学を経て、センター医師の診察後、利用申請書を提出する。

(イ) 4回の体験利用を行った後、受理会議を経て利用が決定する。

オ 週間プログラム

区分	月曜日	火曜日	木曜日	金曜日
午前	朝のミーティング			
	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 ・紙粘土 ・絵画 ・染物・ちぎり絵	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 ・書道 ・パソコン・文芸 ・パッチワーク・刺しゅう
昼 食				
午後	作業グループ活動 ・ウッドクラフト ・陶芸 ・編物	作業グループ活動 スポーツ	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 ・茶道・華道 ・レザークラフト ・音楽
	終りのミーティング			

グループの構成

基本グループと作業グループの2種類あり、各グループとも23～24人で構成。

<基本グループ>

目 的：利用者自ら内容を企画・活動することにより、主体性や自発性を回復する。

グループ数：3グループ

実 施 日：月曜日の午前及び木曜日

<作業グループ>

目 的：利用者の集中力・持続力・創造力などを高めると同時に、作業を通して、様々な体験を積み重ねる。

作業の持つ特性により、技術習得を中心としたグループ、プレイや自由表現を中心にしたグループ及びその中間のグループに分け、その組み合わせにより半日単位で3種類を設定している（全体で行うスポーツを除く）。

グループ数：ウッドクラフト、陶芸、編物など13グループ

*技術指導については、外部から講師を招いている。

実 施 日：月曜日の午後、火曜日及び金曜日

カ グループ活動の意義

利用者は、1つの基本グループと5つの作業グループに所属する。

グループ内で利用者は、他者と繋がることの恐れ、他者と触れ合うことによる傷つきや、距離の取り方等、対人関係に関する多くの課題に直面する。そして相互に理解したり、共感したり、身近さを感じるにより、思春期・青年期に越えなければならない重要な発達の課題を乗り越え、成長する。そのために、デイケアでは利用者の所属するグループの変更は行わず、継続的な集団精神療法的関わりにより、グループ全体としての成長及び個人のリカバリーを目指している。

キ 職員の配置と役割

基本グループには職員1～2人を、作業グループには職員1人と技術指導を行うために外部講師（作業の専門講師）1人を配置している。また、基本グループや作業グループに参加できない利用者のため、「フリー」の職員を配置し、その対応にあたっている。

職員の役割は、基本グループでは自主的に運営している利用者を側面から援助することにある。また作業グループでは技術指導を外部講師が行うため、職員は利用者同士の交流を促進するように働きかける役割を果たしている。

このほか、グループ活動とは別に、職員1人あたり8～9人の利用者を担当しデイケア内や日常生活上の悩みなどの相談に応じている。

（２）実施状況

実施日数・利用者数

区分		2年度	3年度	4年度	備考
実施日数		139日	114日	185日	
在籍人数		51人 (41)	44人 (39)	46人 (30)	() は前年度からの継続利用者で内数
利用者数	実	45人	37人	45人	
	延	2,290人	1,508人	2,345人	
一日平均利用者数		16.5人	13.2人	12.7人	
出席率		39.3%	36.9%	36.4%	
新規利用者数		10人	5人	16人	
終了者数		12人	14人	7人	
体験利用者数	実	16人	5人	16人	原則として4回の体験利用を実施
	延	40人	20人	64人	

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止期間があった。

令和4年度は、感染防止対策を講じ、休止せず実施。

(3) 相談

デイケアに関する相談は、面接及び電話により実施しており、デイケアについての問い合わせや体験利用中の相談、デイケアOBからの相談などの「一般相談」と、デイケア利用者や家族からの相談である「デイケア利用者の相談」とがある。

(単位:回)

区分	一般相談			デイケア利用者の相談		計
	見学 面接	面接	電話	面接	電話	
2年度	13	52	101	596	773	1,535
3年度	14	30	70	379	909	1,402
4年度	18	74	93	786	475	1,446

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためデイケア休止期間があり、その間デイケア利用者に対する定期的な電話連絡を行った。

(4) 家族のつどい

「家族のつどい」は、デイケア利用者の家族を対象に、家族心理教育と家族同士の交流・情報交換を図ることを目的に実施している。なお、講座の一部(医師による話やDVD学習等)については、デイケア利用者以外の、当センター利用者の家族も対象としている。

ア 実施状況 (人数はデイケア利用者の家族のみ計上)

(単位:回,人)

区分	開催回数	参加延人数	平均参加人数
2年度	6	51	8.5
3年度	4	27	6.8
4年度	8	57	7.1

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した回があった。

イ 実施日

毎月第3水曜日13:30～15:30

ウ プログラム内容

13:30～14:30 講座(医師や職員による心理教育プログラム)

14:30～15:30 懇談会(家族同士での自由会話)

(単位：人)

月	講座内容	講師	参加人数
5	DVD学習会（統合失調症について）	職員	7
6	デイケアの効果と家族の役割	医師	5
7	DVD学習会（回復力を高めるコミュニケーション）	職員	8
9	心の健康のために	職員	6
10	デイケアの終了後について	職員	8
11	脳トレに挑戦してみよう	職員	8
1	DVD学習会（発達障害について）	職員	7
2	かかわり方のコツ(家族SST)	職員	8

（５）精神科デイケア施設従事者研修会（再掲）

「精神科デイケア施設従事者研修会」は、広島市内の精神科デイケア施設の職員を対象に、相互の連携、資質の向上を目的として、平成10年度から当センター主催で実施している。令和4年度は14施設を対象に案内を送付し、4施設4名を対象に、「ウィズコロナ時代のメンタルヘルスについて」をテーマに講義と情報交換を行った。

また、この研修会を基盤に平成14年に当センターと広島精神療法的精神医学研究会の共催で発足した『広島グループ療法的デイケア研究会』は、デイケア治療にグループ療法的視点を導入することで、より質の高いものを求めているとの趣旨で、平成17年度からは対象を中四国、平成27年度からは更に他地域へも広げ、「グループ療法的デイケア研究会」と改称されている。令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：デイケア施設従事者

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師		参加者数
7月6日(水)	ウィズコロナ時代のメンタルヘルスについて	広島市精神保健福祉センター 所長 皆川 英明		4

4 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された精神医療審査会の事務を当センターにおいて行っている。

(1) 合議体開催回数 (単位：回)

区分	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
開催回数	24	24	24	24	24

(2) 退院請求審査結果 (単位：件)

区分		30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度
審査件数		25	24	38	43	28
審査結果	現在の入院形態が適当	24	22	36	41	25
	他の入院形態への移行が適当	1	2	2	3	3
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0

(3) 処遇改善請求 (単位：件)

区分	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
審査件数	3	0	1	1	1
審査結果	処遇は適当と認める	3	0	1	1
	処遇は適当でない	0	0	0	0

(4) 定期報告等審査結果 (単位：件)

区分			30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度
入 医療保護入院者の届院	審査件数		2, 176	2, 322	2, 185	2, 192	2, 114
	審査結果	現在の入院形態が適当	2, 176	2, 322	2, 185	2, 192	2, 114
		他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0	0
		入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
		次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
定期医療保護入院者病状報告書	審査件数		811	835	887	887	1, 008
	審査結果	現在の入院形態が適当	811	835	887	887	1, 008
		他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0	0
		入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
		次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
措置入院者の定期病状報告書	審査件数		31	22	25	17	21
	審査結果	現在の入院形態が適当	31	22	24	17	20
		他の入院形態への移行が適当	0	0	1	0	1
		入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
		次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
審査件数合計			3, 018	3, 179	3, 097	3, 096	3, 143

5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担

(1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に、社会復帰と社会参加の促進を目的として、精神障害者保健福祉手帳を交付している。

当センターにおいて、この申請に係る判定と精神障害者保健福祉手帳の作成を行っている。

ア 令和4年度申請件数

(単位：件)

区分	診断書	年金証書	計
件数	9,019(7,361)	583(528)	9,602(7,889)

() は更新者数で内数である。

イ 令和4年度内交付者数及び年度末交付者数

(単位：人)

区分		1級	2級	3級	計
年度内 交付者 数	診断書	687(591)	6,266(5,287)	2,836(2,155)	9,789(8,033)
	年金証書	75(67)	494(449)	29(27)	598(543)
	計	762(658)	6,760(5,736)	2,865(2,182)	10,387(8,576)
4年度末交付者数		1,364	12,735	5,255	19,354

() は更新者数で内数である。

ウ 令和4年度末区別交付者数

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
4年度末 交付者数	2,426	1,981	2,375	3,546	3,391	2,262	1,305	2,068	19,354

(2) 自立支援医療費（精神通院）及び通院医療費補助

継続した通院によって精神障害の医療を受ける場合に、医療保険適用後の自己負担額を公費で負担する制度である（自己負担額は医療費の1割で、所得の低い方や継続的に相当額の負担が生じる方には、月額負担額に上限額を設定）。

また、広島市内に住所を有し、自立支援医療費制度が適用される方は、自己負担額を広島市が補助している。当センターにおいて、この申請に対する認定を行っている。

ア 令和4年度末区別承認者数

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
自立支援医療費 (精神通院)	4,362	3,465	4,231	5,814	6,113	4,071	2,387	3,714	34,157
広島市補助	3,020	2,760	3,219	4,336	5,238	3,426	1,967	3,061	27,027

第3 資 料

広島市精神保健福祉センター条例

昭和58年 3月15日
条 例 第 16 号

改正 昭和 60 年 3 月 19 日 条例第 62 号
平成元年 3 月 30 日 条例第 18 号

平成 5 年 3 月 31 日 条例第 13 号
平成 8 年 3 月 28 日 条例第 25 号

平成 18 年 3 月 29 日 条例第 47 号
平成 26 年 2 月 28 日 条例第 1 号

昭和 63 年 3 月 25 日 条例第 15 号
平成 3 年 11 月 22 日 条例第 96 号
(この条例で題名改正)

平成 6 年 3 月 31 日 条例第 19 号
平成 9 年 3 月 27 日 条例第 23 号
(この条例で題名改正)

平成 20 年 3 月 28 日 条例第 17 号
平成 31 年 3 月 15 日 条例第 8 号

(目的及び設置)

第1条 市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を設置する。

(平8条例25・全改)

(位 置)

第2条 精神保健福祉センターは、広島市中区富士見町11番27号に置く。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(事 業)

第3条 精神保健福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施
- (3) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助(以下「指導等」という。)
- (4) 前2号に掲げる事業に係る診療及び検査
- (5) その他市長が必要と認める事業

(平元条例18・平5条例13・平8条例25・一部改正)

(指導等の対象者)

第4条 精神保健福祉センターにおいて、指導等を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 担当医師又は市長が定める医師が適当と認める者であること。
- (2) 社会復帰について、意欲を有し、家族の協力が得られる者であること。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(許可)

第5条 精神保健福祉センターにおいて、指導等を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の許可を取り消し、又は精神保健福祉センターの利用を拒むことができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(使用料及び手数料)

第7条 精神保健福祉センターの使用料及び手数料は、診療及び検査並びに診断書又は証明書の作成を行つた場合に徴収する。

2 使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の費用の算定の例により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 普通診断書料 1通につき 1,350円
- (2) 特別診断書料 1通につき 4,070円を超えない範囲内で市長が定める額
- (3) 証明書料 1通につき 370円

3 使用料及び手数料は、その都度徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を事後において徴収することができる。

(平5条例13・全改、平6条例19・平8条例25・平9条例23・平18条例47・平20条例17・平26条例1・平31条例8・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(平5条例13・一部改正)

(委任規定)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(平3条例10・旧附則・一部改正)

2 平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間、第2条中「広島市中区富士見町11番27号」とあるのは、「広島市中区国泰寺町一丁目4番15号」とする。

(平3条例10・追加)

附 則 (昭和60年3月19日条例第62号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行つた家畜人工授精に係る家畜人工授精料及び施行日前に第1回の家畜人工授精を受けた家畜について施行日以後に行う第2回以降の家畜人工授精に係る家畜人工授精料
- (2) 施行日前の社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院(以下「市民病院」という。)の新生児室の使用に係る使用料及び施行日前の分べんに係る分べん料
- (3) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所(保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和28年広島市条例第57号)第1条の表に規定する保健所をいう。)広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター及び市民病院の診断書の交付に係る診断書料

附 則 (昭和63年3月25日条例第15号 抄)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
(1)から(5)まで 略

- (6) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所、広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター、社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則 (平成元年3月30日条例第18号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあつた診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月20日条例第10号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日条例第13号)

- 1 この条例中第1条の規定は平成5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第92号で平成5年7月1日から施行)

- 2 第1条の規定の施行の日前に請求のあつた診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月31日条例第19号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第25号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第23号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあった広島市児童療育指導センター、広島市立舟入病院及び広島市精神保健福祉センターにおける診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第47号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第17号 抄）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号 抄）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行日前に請求のあった広島市工業技術センター、広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター、広島市衛生研究所及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則（平成31年3月15日条例第8号 抄）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書の作成に係る手数料

広島市精神保健福祉センター管理規則

昭和58年3月30日
規則第34号

改正 平成元年3月30日規則第60号
平成3年11月22日規則第96号
(この条例で題名改正)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平元規則60・平8規則33・一部改正)

(休所日及び開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休所日又は開所時間を変更することがある。

(1) 休所日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時まで

(平元規則60・平3規則96・平5規則60・平8規則33・一部改正)

(許可の手続)

第3条 広島市精神保健福祉センター条例(昭和58年広島市条例第16号。以下「条例」という。)

第5条の規定による許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(平元規則60・平5規則63・平8規則33・一部改正)

(特別診断書料)

第4条 条例第7条第2項第2号に掲げる特別診断書料の額は、次の表に掲げる特別診断書の種類に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	単 位	金 額
死亡診断書 休業用診断書 入学用診断書 会社、官公庁等の所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	円 1,980
自動車損害賠償責任保険に係る診断書 厚生年金、国民年金等に係る所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	4,070

(平5規則93・追加、平9規則65・一部改正、平26規則2・平31規則19・一部改正)

(使用料及び手数料の事後徴収)

第5条 条例第7条第4項の規定により使用料及び手数料を事後において徴収することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 応急の診療等を要し、当該診療等の際徴収する暇がないと認められるとき。
- (2) その他市長において事後に徴収することをやむを得ないと認めるとき。

2 使用料又は手数料を事後において納付しようとする者は、前項第1号に該当する場合を除き、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(使用料及び手数料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料及び手数料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 生活困窮のため、使用料及び手数料の全部又は一部を納付することができないと認められるとき。
- (2) その他市長において減免を適当と認めるとき。

2 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理及び運営に関し必要な事項は、精神保健福祉センターの所長が定める。

(平5規則93・平8規則33・追加)

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第60号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月22日規則第96号)

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第60号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月30日規則第93号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第33号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日第65号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に請求のあった特別診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月28日規則第2号 抄)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市衛生研究所における特別診断書又は証明書の作成に係る手数料

附 則（平成31年3月15日規則第19号 抄）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) 略
 - (2) 施行日前に請求のあった保健センター、広島市医師会運営・安芸市民病院及び広島市精神保健福祉センターにおける特別診断書の作成に係る手数料

登 録 番 号	広 H6-2023-414
名 称	精神保健福祉センター所報 令和 4 年度
主 管 課	広島市精神保健福祉センター
所 在 地	〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号 TEL 082-245-7746 FAX 082-245-9674
発 行 年 月	令和 6 年 2 月

